

令和8年度 第1回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和8年7月13日（月）午前10時～
市川市役所 第2庁舎 4階大会議室

次 第

- 1 辞令交付
- 2 教育委員会挨拶
- 3 各委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 副会長選出
- 6 副会長挨拶
- 7 報告事項
 - (1) 令和8年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況について（報告）
 - (2) 令和7年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況について（報告）
- 8 その他

《条例・規則》

- 市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会 条例
- 市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校の通学区域に関する規則

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員名簿

(任期：令和7年7月6日～令和9年7月5日)

区 分		氏 名	所属・役職名 等
第1号委員	議会の推薦した議員	いしはら 石原 たかゆき	市川市議会議員
		おやまだ 小山田 なおと	市川市議会議員
第2号委員	学識経験のある者	ますだ さだゆき 増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
		ますだ なおこ 増田 直子	南行徳中部地区民生委員 児童委員協議会 会長
		いしい ともこ 石井 智子	市川市PTA連絡協議会 理事
		こばやし としゆき 小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
		たかはし だいさく 高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
		かわべ じゅん 河部 純	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室 室長
第3号委員	市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長	やまぎき み な こ 山崎 美奈子	市川市立東国分中学校 校長
		まつもと けいすけ 松本 啓祐	市川市立若宮小学校 校長
第4号委員	市長部局の職員	たかいし なおゆき 高石 直之	道路交通部 次長
		くきの かおる 草野 薫	街づくり部 街づくり計画課 課長

令和 8 年度新入学 及び 令和 7 年度在学年児童生徒の指定学校変更について

(1) 令和 8 年度 新入学 1 年生 児童生徒指定学校変更状況

○制限校

【受け入れ人数の上限を設定した学校】

- ・ 小学校 5 校 八幡小学校、宮田小学校、富貴島小学校、菅野小学校、妙典小学校
- ・ 中学校 7 校 第二中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、福栄中学校、大洲中学校、妙典中学校
- ・ 義務教育学校 1 校 塩浜学園（前期・後期）

【兄か姉が在籍する場合に限り変更可能な学校】

- ・ 小学校 4 校 市川小学校、鬼高小学校、信篤小学校、新浜小学校

【兄か姉が在籍する場合、または、指定学校より近い場合のみ変更可能な学校】

- ・ 小学校 1 校 大和田小学校

○指定学校の変更 ※令和 8 年度新入学大和田小学校抽選実施

- ・ 小学校…339 名 約 9.7% / 市内全入学数 3,486 名 （私立等：85 名）

【主な理由】

- ※9 番：兄弟一緒にの学校に就学させたい 157 件（46% / 339 名）
- ※8 番：希望する学校が指定された学校よりも近い 117 件（35% / 339 名）
- ※2 番：通学路に問題が生じるため 29 件（9% / 339 名）

- ・ 中学校…455 名 約 12.2% / 市内全入学者数 3,722 名 （私立等：555 名）

【主な理由】

- ※ 8 番：希望する学校が指定された学校よりも近い 169 件（37% / 455 名）
- ※ 7 番：小学校の友人関係等を理由とするため 154 件（34% / 455 名）
- ※ 9 番：兄弟一緒にの学校に就学させたい 80 件（18% / 455 名）

(2) 令和 7 年度 在学年 児童生徒の指定学校変更状況

- ・ 小学校…242 件（約 1.1% / 21,815 人）

【主な理由】

- ※5 番：転居等に伴い従前の学校を希望 207 件（86% / 242 件）

- ・ 中学校…78 件（約 0.8% / 9,230 人）

【主な理由】

- ※5 番：転居等に伴い従前の学校を希望 58 件（74% / 78 件）

(3) 令和 7 年度 在学年 児童生徒の区域外就学の状況

- ・ 小学校…55 件（約 0.3% / 21,815 人）

【主な理由】

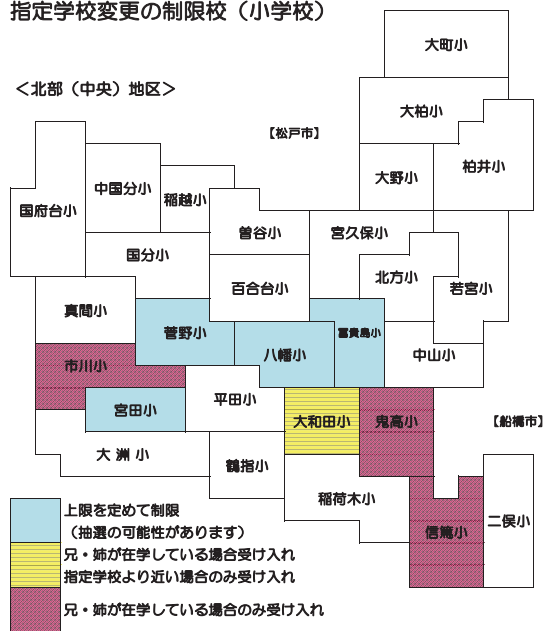
- ※5 番：転居等に伴い従前の学校を希望 33 件（60% / 55 件）

- ・ 中学校…36 件（約 0.4% / 9,230 人）

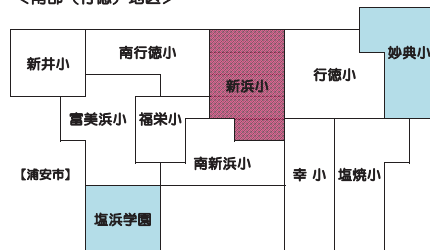
【主な理由】

- ※ 5 番：転居等に伴い従前の学校を希望 11 件（31% / 36 件）
- ※12 番：国立国府台病院の院内学級を希望 22 件（61% / 36 件）

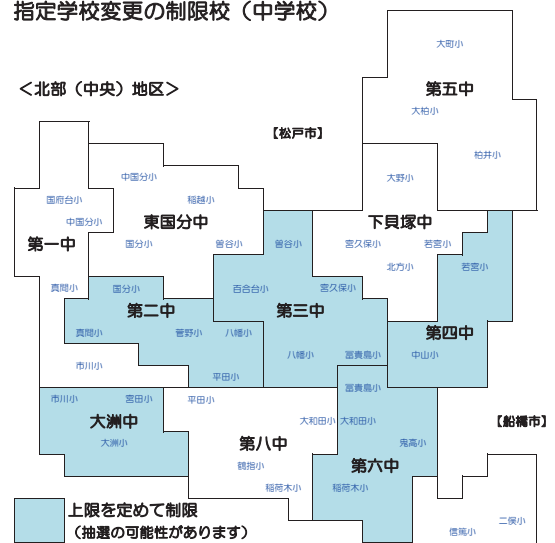
令和8年度 新入学
指定学校変更の制限校（小学校）



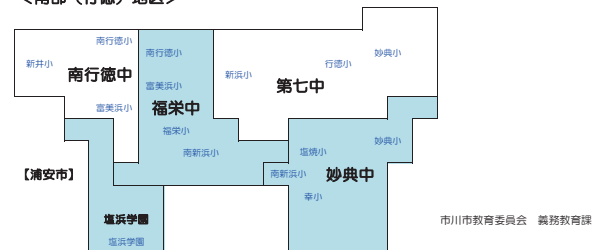
＜南部（行徳）地区＞



令和8年度 新入学
指定学校変更の制限校（中学校）



＜南部（行徳）地区＞



指定校変更許可及び区域外就学許可件数

1. 指定学校変更許可件数

R8.5.1現在

年度 事由		27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8
小学校	新入学1年生	531	430	418	394	420	447	478	454	406	423	382	339
	在学年1～6年生	474	327	346	363	357	332	327	284	204	243	242	
	合 計	1005	757	764	757	777	779	805	738	610	666	624	339
中学校	新入学1年生	587	511	532	522	537	512	480	543	484	433	493	455
	在学年1～3年生	172	37	96	115	98	110	92	99	157	72	78	
	合 計	759	548	628	637	635	622	572	642	641	505	571	455

2. 区域外就学許可件数

年度 事由		27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8
小学校	新入学1年生	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	在学年1～6年生	89	37	71	55	70	63	61	60	59	67	55	
	合 計	97	39	71	55	70	63	61	60	59	67	56	3
中学校	新入学1年生	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2
	在学年1～3年生	59	41	60	46	54	31	35	52	82	50	36	
	合 計	61	41	61	47	54	31	35	52	82	50	38	2

令和8年度 小学校 入学児童に係る指定学校変更件数 一覧表

指定校→	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	令和8年4月10日現在							
↓希望校	市川小	真間小	中山小	八幡小	国分小	大柏小	宮田小	富貴島小	若宮小	国府台小	平田小	鬼高小	菅野小	行徳小	信篤小	稲荷木小	南行徳小	鶴指小	宮久保小	二俣小	中国分小	曾谷小	大町小	北方小	新浜小	百合台小	富美浜小	柏井小	大洲小	幸小	新井小	南新浜小	大野小	塩焼小	稲越小	塩浜学園	大和田小	福栄小	妙典小	合計			
※入学予定者	112	99	116	92	67	115	71	102	100	124	107	127	100	112	103	91	121	67	125	37	69	43	20	63	102	99	138	70	87	122	96	89	84	126	27	24	72	63	104	3488			
1 市川小							1																																		17		
2 真間小	4				12					1																															9		
3 中山小								5	4																																24		
4 八幡小							9				11	1	2									1				1																2	
5 国分小																						1					1																
6 大柏小																													6					1							7		
7 宮田小	6										2																			3											11		
8 富貴島小			6	5															2						10												2				25		
9 若宮小					1																4																				1		
10 国府台小																																									5		
11 平田小	1			1			1																																		3		
12 鬼高小			1												1																											2	
13 菅野小	4	3		5	5																																					17	
14 行徳小																																			3							7	
15 信篤小																				10																					10		
16 稲荷木小																		1																								1	
17 南行徳小																																											
18 鶴指小											1					8															2											11	
19 宮久保小																								7		1																8	
20 二俣小																																										0	
21 中国分小					2						4																															6	
22 曾谷小																										1																5	
23 大町小																																				4						0	
24 北方小			1						3										5																							9	
25 新浜小														1																		1		1								3	
26 百合台小					1															3			2																		6		
27 富美浜小																	5																	1								9	
28 柏井小							1																					1														2	
29 大洲小	1							7				1	1																													11	
30 幸小																																										2	
31 新井小																																											1
32 南新浜小																																											15
33 大野小																																											5
34 塩焼小						3														4																							8
35 稲越小																																											28
36 塩浜学園																																											1
37 大和田小								1				9				13		4										5						1		1							8
38 福栄小																3																											27
39 妙典小																																											8
合計	16	3	8	11	21	4	9	15	7	5	24	2	2	1	1	21	12	6	14	10	4	4		18		4	24	7	5	30	1	4	1	29	4		2	6	4	339			
指定校変更率	14%	3%	6%	11%	31%	3%	12%	14%	7%	4%	22%	1%	2%	0%	0%	23%	9%	8%	11%	27%	5%	9%	0%	28%	0%	4%	17%	10%	5%	24%	1%	4%	1%	23%	14%	0%	2%	9%	3%	9%			

令和8年4月10日現在

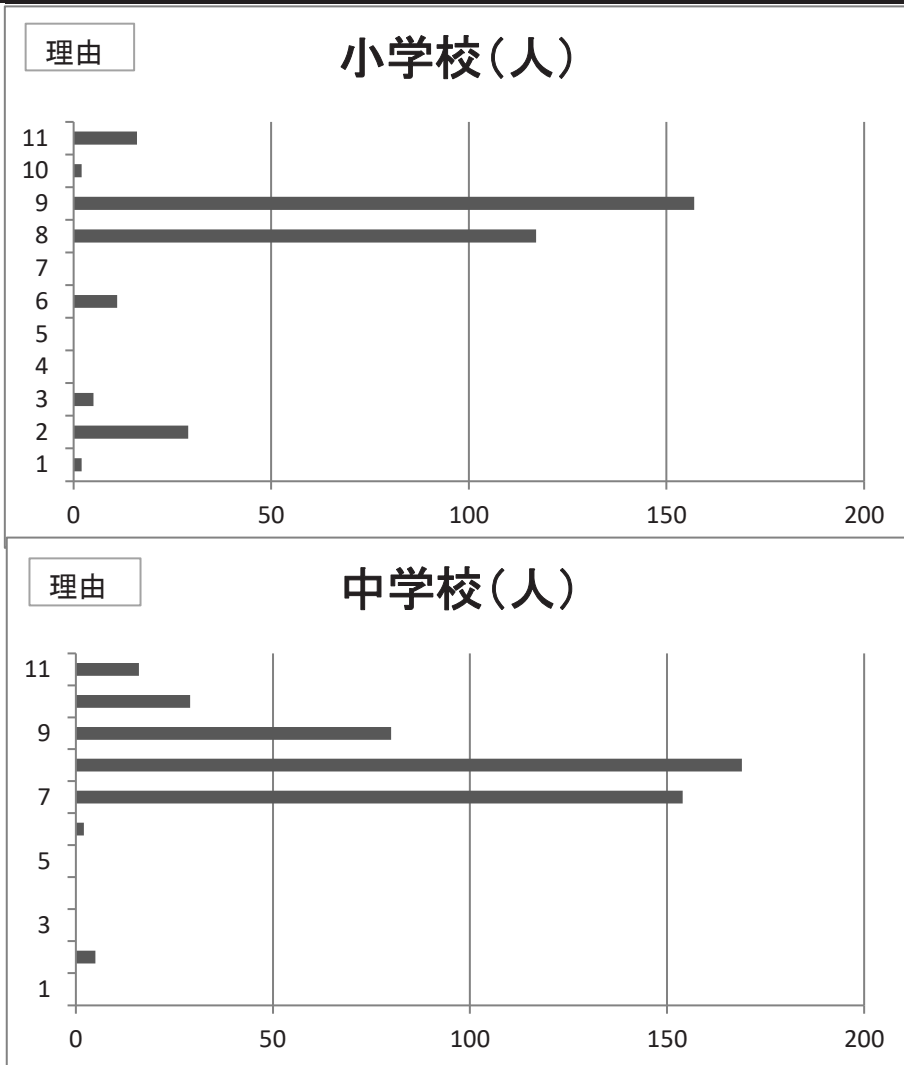
令和8年度 中学校 入学生徒に係る指定学校変更件数 一覧表

令和8年4月10日現在

指定校→ ↓希望校	1 第一中	2 第二中	3 第三中	4 第四中	5 第五中	6 第六中	7 第七中	8 第八中	9 下貝塚中	10 高谷中	11 福栄中	12 東国分中	13 大洲中	14 塩浜学園	15 南行徳中	16 妙典中	合計
※入学予定者	263	235	352	219	196	222	328	251	222	180	252	143	231	93	212	323	3722
51_第一中												6					6
52_第二中	54		3									20	7				84
53_第三中		3		5					31			2					41
54_第四中			4		1	2			6								13
55_第五中				1					1								2
56_第六中			3	2				3		18							26
57_第七中											12					22	34
58_第八中	2	3	1			23							7				36
59_下貝塚中				4	15							1					20
60_高谷中																	0
61_福栄中							3							2	21	3	29
62_東国分中	12		2														14
63_大洲中	6							12									18
64_塩浜学園											11				23	2	36
65_南行徳中											15			40			55
66_妙典中							40				1						41
合計	74	6	13	12	16	25	43	15	38	18	39	29	14	42	44	27	455
指定校変更率	28%	2%	3%	5%	8%	11%	13%	5%	17%	10%	15%	20%	6%	45%	20%	8%	12%

令和8年度 新入学児童生徒 指定学校変更申請理由表

	小学校（人）	割合（％）	中学校（人）	割合（％）
1 心身の疾病	2	1%	0	0%
2 通学経路	29	9%	5	1%
3 両親の就労	5	1%	0	0%
4 学区変更	0	0%	0	0%
5 従前の学校	0	0%	0	0%
6 事前転入	11	3%	2	0%
7 友人関係	0	0%	154	34%
8 距離が近い	117	35%	169	37%
9 兄弟姉妹	157	46%	80	18%
10 義務教育学校希望	2	1%	29	7%
11 その他	16	5%	16	4%
合計	339	100%	455	100%
市内全体	3,486	9.7%	3,722	12.2%



希望校→		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	合	理 由 別										
		市川小	中山小	八幡小	国分小	大柏小	宮田小	富貴島小	若宮小	國府台小	平田小	鬼高小	荻野小	行徳小	信陽小	稲荷木小	鶴沼小	宮久保小	二俣小	中国分小	曽谷小	大町小	北北方小	新浜小	百合台小	高美浜小	柏井小	大洲小	幸小	新井小	南新浜小	大野小	塩焼小	塩焼学園	大和田小	福栄小	妙典小	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
↓ 在住地域	船橋市			2							1					2	1			1					2				1									2	11				7	4								
	松戸市				1	1					1																									1	3				2							1				
	浦安市																																				1	4														
	千葉市								2																											1	4															
	東京都 その他		1	2																								1	3	1	2	3	1	1	1	17											1					
	小計	0	1	4	1	2	0	1	2	0	7	7	0	0	0	1	3	0	3	0	1	1	0	0	1	0	2	0	2	0	3	4	2	4	1	4	0	0	2	3	55	0	0	0	0	3	13	0	0	0	0	9
	就学数		1	2						4	3		1				1									1									1		1	17											17			
合 計	10	7	12	12	6	2	17	4	8	12	7	8	4	11	9	4	15	7	5	2	3	3	1	3	10	3	13	0	8	15	5	13	12	16	2	2	19	6	18	314	0	0	0	0	240	21	5	14	1	0	33	
*理 由	1. 心身の障害又は疾病によるもの 2. 事故の発生などの通学経路に問題が生じるもの 3. 両親の就労等により児童の監護・養育に欠けるもの 4. 学区変更等に伴い従前の通学校を希望するもの 5. 転居等に伴い従前の通学校を希望するもの 6. 住宅の新築、増改築により一時的に学校外に転居するもの 又は新築により事前に転入校を希望するもの 7. 友人関係等を理由とするもの 8. 希望する学校が指定された学校より近い場合 9. 兄弟一姉の学校に就学させたいと希望するもの 10. 義務教育学校等の就学を希望するため 11. その他（相当の理由があると認められるもの）																																																			

《指定校変更》

指定校→ ↓ 希望校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合 計	理 由 別									
	一 中	二 中	三 中	四 中	五 中	六 中	七 中	八 中	下 貝 塚 中	高 谷 中	福 栄 中	東 国 分 中	大 洲 中	塩 浜 学 園	南 行 徳	妙 典 中		心 事 学 転 住 友 希 兄 義 そ									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 一 中												1	3				4				3						
2 二 中		6			1	1						2					10				9		1		1		
3 三 中			1			1				3		1					6				5						1
4 四 中									2								2	1					1				
5 五 中					1												1				1						
6 六 中								1		1							2				1						1
7 七 中											4				2	5	11				9						2
8 八 中			2	1			2					1	2				8				4		1	2			1
9 下貝塚中				1	2	1											4				2		1				1
10 高 谷 中																	0										
11 福 栄 中							3								1	1	5				5						
12 東国分中		3	2	1										1			7				6		1				
13 大 洲 中		1		1				2									4				3			1			
14 塩 浜 学 園											1						1									1	
15 南行徳中							1	5			1				5		7				5	1					1
16 妙 典 中																	6				5			1			
小 計	10	5	4	4	3	3	9	3	5	1	6	5	6	5	3	6	78	1	0	0	58	1	5	5	0	1	7

《区域外就学、その他》

希望校→ ↓ 在住地域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合 計	理 由 別									
	一 中	二 中	三 中	四 中	五 中	六 中	七 中	八 中	下 貝 塚 中	高 谷 中	福 栄 中	東 国 分 中	大 洲 中	塩 浜 学 園	南 行 徳	妙 典 中		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
船橋市		2	2								1		1				6				3	1					2
松戸市		3										3					6				3						3
浦安市		2													1		3					1					2
千葉市		0															0										0
東京都		4			2									1			7				3						4
その他	10				0	2				1			1				14				2	1					11
小 計	21	2	0	2	2	0	0	0	0	1	1	3	3	0	1	0	36	0	0	0	11	3	0	0	0	0	22
就学願	1	1		1													3										3
合 計	26	13	6	5	3	2	11	8	4	1	6	10	7	1	8	6		1	0	0	69	4	5	5	0	1	32

- *理 由
1. 心身の障害又は疾病によるもの

2. 事故の発生の恐れなど通学経路に問題が生じるもの

3. 学区変更等に伴い従前の通学校を希望するもの

4. 転居等に伴い従前の通学校を希望するもの

5. 住宅の新築、増改築により一時的に学区外に転居するもの
又は新築により事前に転入学を希望するもの

6. 友人関係等の特別な理由によるため

7. 希望する学校が指定された学校より近い場合

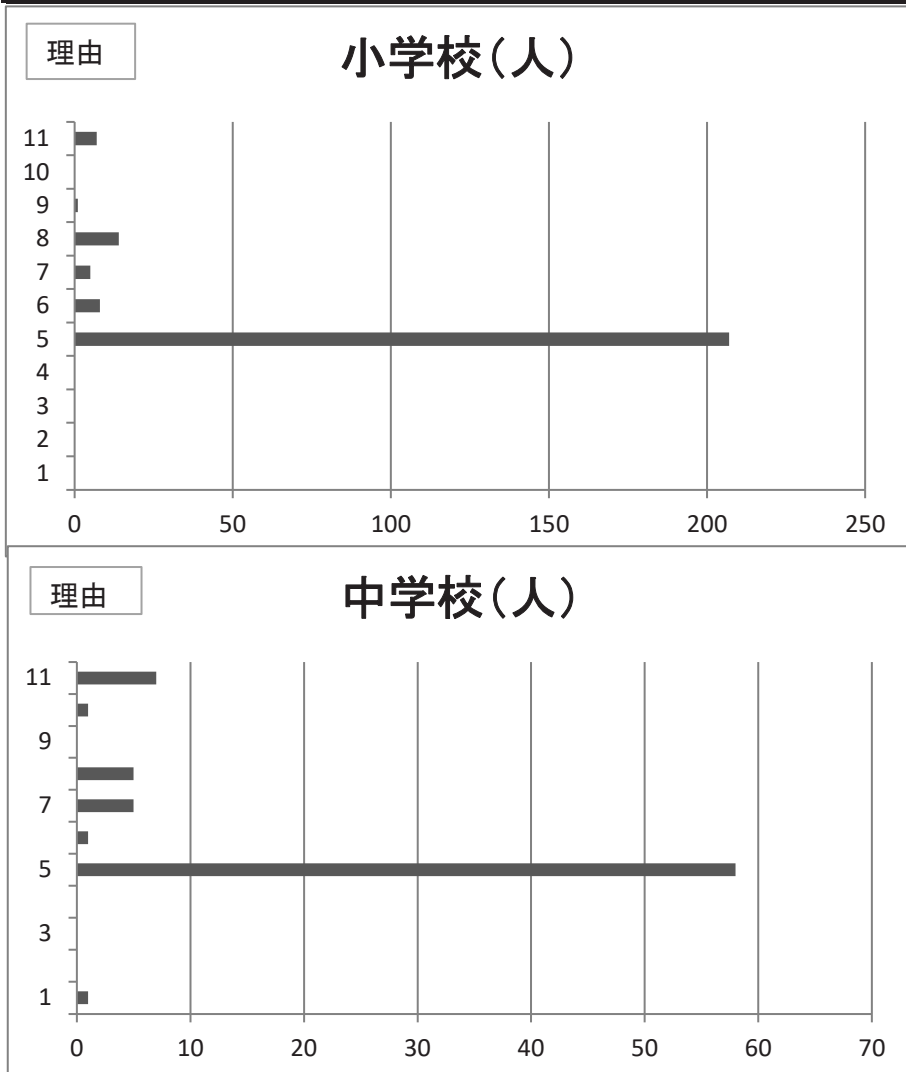
8. 兄弟一緒にの学校に就学させたいと希望するもの

9. 義務教育学校等への就学を希望するため

10. その他（相当の理由があると認められるもの）

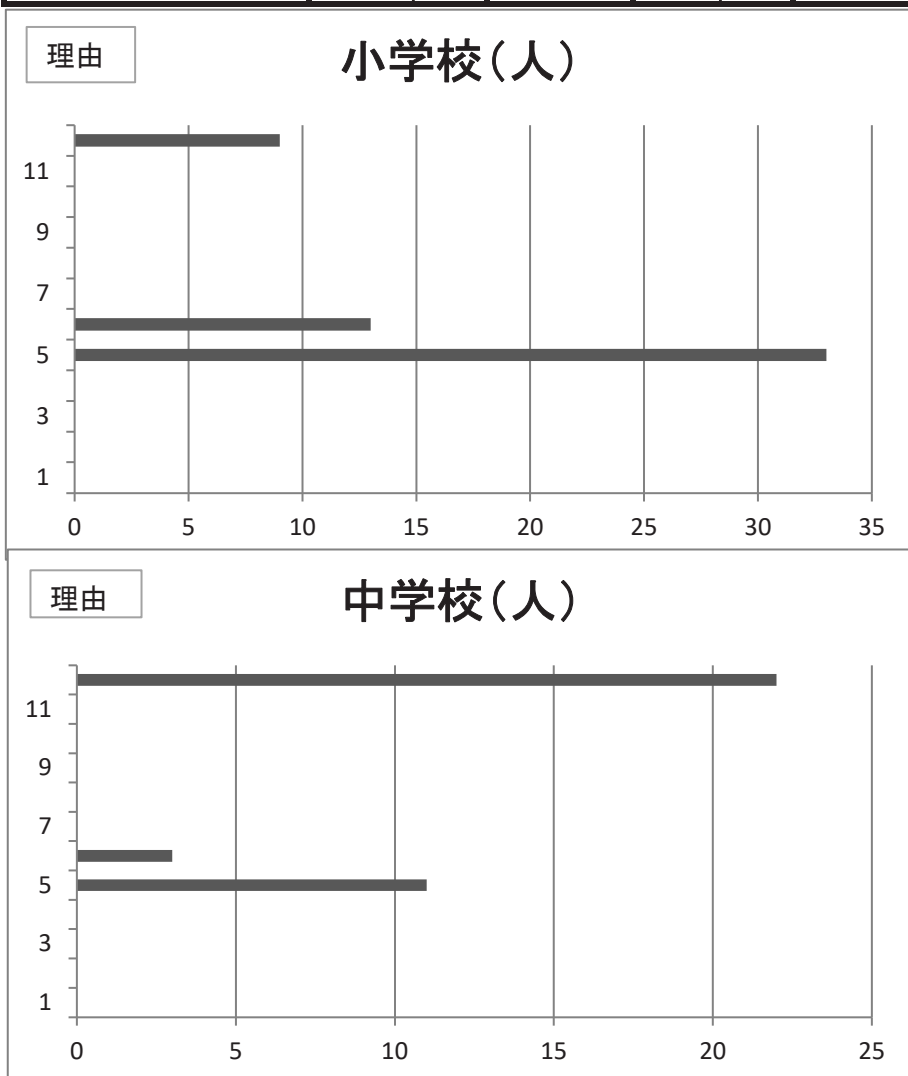
令和7年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表

	小学校（人）	割合（％）	中学校（人）	割合（％）
1 心身の疾病	0	0%	1	1%
2 通学経路	0	0%	0	0%
3 両親の就労	0	0%	0	0%
4 学区変更	0	0%	0	0%
5 従前の学校	207	86%	58	74%
6 事前転入	8	3%	1	1%
7 友人関係	5	2%	5	6%
8 距離が近い	14	6%	5	6%
9 兄弟姉妹	1	0%	0	0%
10 義務教育学校希望	0	0%	1	1%
11 その他	7	3%	7	9%
合計	242	100%	78	100%
市内全体	21,815	1.1%	9,230	0.8%



令和7年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0%	0	0%
2 通学経路	0	0%	0	0%
3 両親の就労	0	0%	0	0%
4 学区変更	0	0%	0	0%
5 従前の学校	33	60%	11	31%
6 事前転入	13	24%	3	8%
7 学校行事	0	0%	0	0%
8 友人関係	0	0%	0	0%
9 距離が近い	0	0%	0	0%
10 兄弟姉妹	0	0%	0	0%
11 受入れ可能	0	0%	0	0%
12 その他	9	16%	22	61%
合計	55	100%	36	100%
市内全体	21,815	0.3%	9,230	0.4%



指定学校変更許可基準（小学生用・令和８年度より）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書 等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学に限る (注)	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため (注)	３年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学 (注) ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	希望する学校が指定された学校より近い ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い場合（学校と自宅との直線距離で比較）、のみ指定学校変更を受け付けます。※測定は教育委員会で行います。

○市川南二丁目８番については、原則として大洲小学校を学区とする。（但し、１・３・５・６・８は除く）

- １．上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- ２．原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
- ３．児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- ４．上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- ５．この基準は令和８年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

指定学校変更許可基準（中学生用・令和５年度より）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
3	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
4	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、 または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明 するもの等
6	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 （仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く） ＊教育委員会にて協議を行う場合がある	卒業まで	適宜
7	希望する学校が指定された学校より近いため ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

○市川南二丁目８番については、原則として大洲中学校を学区とする。（但し、１・４・５・８は除く）

- 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- 事由４、５を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
- 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- この基準は令和５年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

区域外就学許可基準

市川市外居住者より市川市立小中学校に入学を希望する者の許可の取扱については、指定校変更許可基準のうち、小学校は1・5・6・10、中学校は1・4・5・10を準用するほか次のすべてに該当するものとする。

1. 保護者が、その児童・生徒の通学の安全を図れるもの。
2. 児童・生徒の住居から通学を希望する学校までの通学時間が60分以内のものとする。
3. 申請期間については、最長で年度末までとし、更新は承認しないこととする。

(添 付 書 類)

1. 家族全員が記載されている「住民票」1通（申請時のもの）
2. 客観的判断をするに必要な書類を随時提出させる。

＊「区域外就学願書」には、住居から通学を希望する学校までの通学時間と通学方法を具体的に明記させ、併せてその通学上の安全を保護者が図ることも明記させる。

改正

平成23年3月28日条例第4号

平成28年3月16日条例第10号

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例

題名改正〔平成28年条例10号〕

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(任務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともにその実施について建議することができる。

- (1) 通学区域の設定に関する事項
- (2) 指定された学校の変更及び区域外就学に関する事項
- (3) その他通学区域に関する必要な事項

一部改正〔平成28年条例10号〕

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員12名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により教育委員会が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員 2名
- (2) 学識経験のある者 6名
- (3) 市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長 2名
- (4) 市長部局の職員 2名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(審議会の事務)

第8条 審議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の市川市立小中学校通学区域審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員である者は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)に、第6条の規定による改正後の市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項の規定により市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

改正

昭和59年 1 月13日教育委員会規則第 1 号
昭和60年 1 月11日教育委員会規則第 1 号
昭和60年 3 月30日教育委員会規則第 5 号
昭和61年 3 月31日教育委員会規則第 3 号
昭和61年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号
昭和62年12月25日教育委員会規則第10号
昭和63年11月15日教育委員会規則第 3 号
平成 7 年12月 6 日教育委員会規則第 7 号
平成10年 1 月14日教育委員会規則第 1 号
平成11年 1 月13日教育委員会規則第 1 号
平成16年 8 月11日教育委員会規則第 7 号
平成17年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号
平成18年 8 月 9 日教育委員会規則第 8 号
平成28年 3 月31日教育委員会規則第 2 号
平成28年 3 月31日教育委員会規則第 4 号
令和 3 年 1 月12日教育委員会規則第 2 号
令和 5 年 3 月 9 日教育委員会規則第 3 号

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

題名改正〔平成28年教委規則 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立小学校等」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年教委規則 4 号〕

(通学区域)

第 2 条 通学区域は、別表のとおりとする。

(指定学校の変更の申請)

第 3 条 保護者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第 8 条の規定により指定学校（住所の属する通学区域内の市立小学校等をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、指定学校変更申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年教委規則 7 号〕、一部改正〔平成28年教委規則 4 号〕

(指定学校の変更の決定等の通知)

第 4 条 学校教育法施行令第 8 条に規定する保護者への通知は、指定学校変更承認通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 教育委員会は、前条の規定による申請について相当と認めないときは、指定学校の変更を承認しない旨の通知書（様式第 3 号）により、その旨を当該申請をした保護者に通知するものとする。

全部改正〔平成16年教委規則 7 号〕

(市内に住所を有しない者への準用)

第5条 前2条の規定は、市内に住所を有しない保護者が、就学予定者又は学齢児童若しくは学齢生徒を市立小学校等に通学させようとするときに準用する。

一部改正〔平成16年教委規則7号・28年4号〕

(教育長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

一部改正〔平成16年教委規則7号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行われた通学区域に関する事務及び手続きは、この規則の相当規定に基づき行われたものとみなす。

附 則 (昭和59年1月13日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年1月11日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月30日教育委員会規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和60年3月31日において富美浜小学校第5学年及び福栄中学校第2学年に在籍する児童及び生徒並びに昭和60年4月1日以後において福栄小学校の第6学年及び南行徳中学校の第3学年に転入又は編入することとなる児童及び生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月31日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和61年3月31日において第七中学校の第2学年及び第1学年に在籍する生徒並びに昭和61年4月1日以後において妙典中学校の第3学年及び第2学年に転入又は編入することとなる生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年4月1日教育委員会規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に調製された帳票類で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間については従前の例により使用することができる。

附 則 (昭和62年12月25日教育委員会規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和63年3月31日において妙典中学校の第2学年及び第1学年に在籍する生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年11月15日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している児童の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (平成7年12月6日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成10年1月14日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月13日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日において行徳小学校の第5学年及び塩焼小学校の第5学年に在籍する生徒の通学区域は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年8月11日教育委員会規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定、第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする改正規定並びに第1号様式から第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月31日において塩焼小学校及び妙典小学校の第1学年から第5学年までに在籍している児童の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の公布の日前に調整された様式でその用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成17年4月1日教育委員会規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成18年 8 月 9 日教育委員会規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改める部分に限る。）及び様式第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成19年 3 月31日において新井小学校の第 1 学年から第 5 学年までに在籍している児童の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日教育委員会規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する第 3 条の規定による改正前の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則、第 4 条の規定による改正前の市川市立小学校及び中学校の出席停止の命令の手續に関する規則、第 5 条の規定による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則、第 7 条の規定による改正前の市川市奨学資金条例施行規則及び第 8 条の規定による改正前の市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 1 月12日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表大洲小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日教育委員会規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第 1 号による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

別表（第 2 条関係）

市立小学校等の通学区域

学校名	通学区域
市川小学校	市川 1、2 丁目、市川 3 丁目 1～25 番、新田 1 丁目、新田 5 丁目、市川南 3 丁目（14 番 11 号、16 号、21 号、23 号の市川パークハウス、市川セントラルハイツを除く。）
真間小学校	市川 3 丁目 26～40 番、市川 4 丁目、真間 1 丁目 6～16 番、真間 2 丁目、真間 3 丁目 3～14 番、真間 4、5 丁目、国府台 1 丁目 1～6 番、国府台 2 丁目 1～7 番、須和田 2 丁目 7～18 番、同 26～36 番、菅野 6 丁目 22

	～24番
中山小学校	中山1～4丁目、若宮1丁目、若宮2丁目9～11番、北方1丁目14～27番、北方2丁目11～31番、北方3丁目1～23番、本北方1丁目19～32番、同39～45番、鬼越1丁目19～28番、高石神1～33番
八幡小学校	八幡2～4丁目、八幡6丁目1番、東菅野1丁目1～24番、東菅野2丁目1～12番、東菅野3丁目1、2番、菅野1丁目、菅野2丁目1～20番、菅野4丁目1～5番
国分小学校	国分1～3丁目、国分4丁目7～22番、国分5丁目、国分6丁目1～12番、同14～16番、東国分1、2丁目
大柏小学校	南大野2丁目28～30番、南大野3丁目、大野町2、3丁目、大野町4丁目2154～2524番地、同2595～2601番地、同2606～2762番地、同2765～2767番地、同2790～3238番地、柏井町3丁目105～174番地、大町368、369番地、同382～408番地、同477～491番地、同511～544番地
宮田小学校	市川南1丁目、市川南2丁目1～4番、同9番、市川南3丁目14番11号、16号、21号、23号(市川パークハウス、市川セントラルハイツのみ)、新田2丁目20～33番、新田3丁目19～27番、新田4丁目
富貴島小学校	八幡1丁目、八幡5丁目、八幡6丁目2～24番、同27～30番、東菅野1丁目25～33番、東菅野3丁目3～32番、北方1丁目1～13番、北方2丁目1～10番、同32～37番、本北方1丁目1～4番、同10～18番
若宮小学校	若宮2丁目1～8番、同12～28番、若宮3丁目、本北方3丁目、北方3丁目24、25番、北方町4丁目1209～1329番地、同1456～1478番地、同1649～2309番地、同2338番地、同2341番地、同2356～2369番地
国府台小学校	国府台1丁目7～13番、国府台2丁目8、9番、国府台3～6丁目、中国分4丁目、中国分5丁目7～10番、北国分1～4丁目、国分4丁目1～6番
平田小学校	平田1～4丁目、新田2丁目1～19番、新田3丁目1、2番、同7～10番、同13～16番、南八幡5丁目
鬼高小学校	鬼高1～4丁目、鬼越1丁目1～18番、鬼越2丁目、高石神34～39番、南八幡1丁目23～25番、南八幡2丁目1～20番、同22～25番
菅野小学校	真間1丁目1～5番、真間3丁目1、2番、菅野2丁目21～23番、菅野3丁目、菅野4丁目6～18番、菅野5丁目、菅野6丁目1～21番、須和田1丁目、須和田2丁目1～6番、同19～25番
行徳小学校	本行徳1～38番、末広1丁目、関ヶ島、伊勢宿、妙典3丁目1～15番、本塩、富浜1～3丁目
信篤小学校	田尻918～1028番地、田尻2丁目6～8番、田尻3、4丁目、田尻5丁目5番、同7～25番、高谷1～3丁目、原木1、2丁目、原木1854～2505番地、上妙典1336～1622番地、高谷1287～2023番地、高谷新町
稲荷木小学校	稲荷木1～3丁目、東大和田1丁目、東大和田2丁目9～18番、大和田1丁目5～16番、大和田2丁目、田尻1丁目、田尻2丁目1～5番、同

	9～16番、田尻5丁目1～4番、同6番、南八幡2丁目21番
南行徳小学校	相之川1～3丁目、欠真間1丁目、欠真間2丁目1～3番、同5番、同16～23番、香取1、2丁目
鶴指小学校	新田3丁目3～6番、大洲1丁目1～11番、大洲2丁目1～9番、大和田3～5丁目
宮久保小学校	宮久保3～6丁目、北方町4丁目1432番地、同1437番地の3～1444番地、同1452～1455番地、下貝塚1～3丁目、大野町1丁目1～21番地、同33番地の2、3、7、13
二俣小学校	原木3、4丁目、原木991～1004番地、同2506～2553番地、二俣新町、東浜1丁目、二俣1、2丁目、二俣360～768番地、二子飛地、本郷飛地
中国分小学校	国分6丁目13番、同17～25番、国分7丁目、中国分1～3丁目、中国分5丁目1～6番、同11～39番、堀之内1～5丁目
曾谷小学校	曾谷2丁目、曾谷4、5丁目、曾谷7丁目
大町小学校	大町1～367番地、同370～381番地、同409～476番地、同492～510番地、同545～554番地、大野町4丁目2525～2549番地、同2602～2605番地、同2763、2764番地、同2768～2789番地
北方小学校	八幡6丁目25、26番、同31～35番、東菅野4、5丁目、本北方1丁目5～9番、同33～38番、同46～50番、本北方2丁目、北方町4丁目1197～1207番地、同1330～1431番地、同1479～1563番地、同2310～2337番地、同2339、2340番地、同2344～2355番地
新浜小学校	押切、湊、湊新田、湊新田1、2丁目、行徳駅前1～3丁目、行徳駅前4丁目1～22番
百合台小学校	東菅野2丁目13～23番、宮久保1、2丁目、曾谷1丁目、曾谷3丁目、曾谷6丁目
富美浜小学校	南行徳1丁目、南行徳2丁目（2番1号を除く。）、南行徳3、4丁目、相之川4丁目、福栄4丁目1～13番、同32、33番、欠真間2丁目4番、同6～15番、同24～29番、新井3丁目
柏井小学校	柏井町1、2丁目、柏井町3丁目91～104番地、同175～226番地、同470番地、同518～674番地、柏井町4丁目、奉免町
大洲小学校	市川南2丁目5～8番、市川南4、5丁目、新田3丁目11、12番、同17、18番、大洲1丁目12～18番、大洲2丁目10～16番、大洲3、4丁目
幸小学校	加藤新田、高浜町、宝1、2丁目、幸1、2丁目、末広2丁目
新井小学校	島尻、広尾1、2丁目、新井1、2丁目
南新浜小学校	福栄2丁目、福栄4丁目14～31番、新浜1～3丁目、入船、日之出、千鳥町、塩浜1、2丁目、行徳駅前4丁目23～28番
大野小学校	南大野1丁目、南大野2丁目1～27番、大野町1丁目（1～21番地、33番地の2、3、7、13を除く。）
塩焼小学校	塩焼1～5丁目、本行徳1133～2554番地、妙典4丁目10～17番、妙典5丁目8～24番、妙典6丁目9～16番、下妙典

稲越小学校	曾谷 8 丁目、東国分 3 丁目、稲越
大和田小学校	大和田 1 丁目 1 ～ 4 番、東大和田 2 丁目 1 ～ 8 番、南八幡 1 丁目 1 ～ 22 番、南八幡 3、4 丁目
福栄小学校	南行徳 2 丁目 2 番 1 号、福栄 1 丁目、福栄 3 丁目
妙典小学校	下新宿、河原、妙典 1、2 丁目、妙典 3 丁目 16 ～ 25 番、妙典 4 丁目 1 ～ 9 番、妙典 5 丁目 1 ～ 7 番、妙典 6 丁目 1 ～ 8 番
第一中学校	国府台 1 丁目 7 ～ 13 番、国府台 2 ～ 6 丁目、市川 1、2 丁目、市川 3 丁目 1 ～ 27 番、市川 4 丁目、新田 1 丁目、新田 5 丁目、国分 4 丁目 1 ～ 6 番、中国分 2 丁目、中国分 3 丁目 1 ～ 16 番、中国分 4、5 丁目、北国分 1 ～ 4 丁目
第二中学校	国府台 1 丁目 1 ～ 6 番、市川 3 丁目 28 ～ 40 番、真間 1 ～ 5 丁目、平田 1 ～ 2 丁目、菅野 1 丁目 19、20 番、菅野 2、3 丁目、菅野 4 丁目 6 ～ 18 番、菅野 5、6 丁目、国分 1 ～ 3 丁目、国分 4 丁目 7 ～ 22 番、須和田 1、2 丁目、東国分 1 丁目
第三中学校	八幡 1 丁目 1 ～ 7 番、八幡 2 丁目、八幡 3 ～ 5 丁目、八幡 6 丁目 1 ～ 24 番、同 27 ～ 30 番、菅野 1 丁目 1 ～ 18 番、同 21 ～ 27 番、菅野 4 丁目 1 ～ 5 番、東菅野 1 ～ 3 丁目、宮久保 1 ～ 2 丁目、宮久保 3 丁目 1 ～ 14 番、同 28 ～ 38 番、宮久保 4 丁目、北方 1 丁目 1 ～ 13 番、北方 2 丁目 1 ～ 10 番、同 32 ～ 37 番、本北方 1 丁目 1 ～ 4 番、同 10 ～ 18 番、曾谷 1 ～ 3 丁目、曾谷 6 丁目
第四中学校	鬼越 1 丁目 19 ～ 28 番、高石神 1 ～ 33 番、中山 1 ～ 4 丁目、若宮 1 ～ 3 丁目、北方 1 丁目 14 ～ 27 番、北方 2 丁目 11 ～ 31 番、北方 3 丁目、本北方 1 丁目 19 ～ 32 番、同 39 ～ 45 番、本北方 3 丁目、北方町 4 丁目 1649 ～ 2129 番地、同 2338 番地、同 2341 番地、同 2356 ～ 2369 番地
第五中学校	南大野 2 丁目 28 ～ 30 番、南大野 3 丁目、大野町 2 ～ 4 丁目、柏井町 1 ～ 4 丁目、大町、奉免町
第六中学校	八幡 1 丁目 8 ～ 24 番、南八幡 1、2 丁目、鬼越 1 丁目 1 ～ 8 番、鬼越 2 丁目、鬼高 1 ～ 4 丁目、高石神 34 ～ 39 番、稲荷木 1 ～ 3 丁目、田尻 1 丁目、田尻 2 丁目 1 ～ 5 番、同 9 ～ 16 番、田尻 5 丁目 1 ～ 4 番、同 6 番
第七中学校	本行徳 1 ～ 38 番、関ヶ島、伊勢宿、下新宿、河原、押切、湊、湊新田、行徳駅前 1 ～ 3 丁目、行徳駅前 4 丁目 1 ～ 22 番、湊新田 1、2 丁目、末広 1 丁目、富浜 1 ～ 3 丁目、妙典 1 ～ 3 丁目、本塩
第八中学校	新田 2 丁目 1 ～ 19 番、新田 3 丁目 1 ～ 10 番、同 13 ～ 16 番、平田 3、4 丁目、大洲 1 丁目 1 ～ 11 番、大洲 2 丁目 1 ～ 9 番、東大和田 1、2 丁目、大和田 1 ～ 5 丁目、南八幡 3 ～ 5 丁目
下貝塚中学校	八幡 6 丁目 25、26 番、同 31 ～ 35 番、東菅野 4、5 丁目、宮久保 3 丁目 15 ～ 27 番、同 39 ～ 41 番、宮久保 5、6 丁目、本北方 1 丁目 5 ～ 9 番、同 33 ～ 38 番、同 46 ～ 50 番、本北方 2 丁目、北方町 4 丁目 1197 ～ 1207 番地、同 1330 ～ 1432 番地、同 1437 番地の 3 ～ 1444 番地、同 1456 ～ 1563 番地、同 2130

		～2337番地、同2339、2340番地、同2344～2355番地、南大野1丁目、南大野2丁目1～27番、大野町1丁目、下貝塚1～3丁目
高谷中学校		田尻2丁目6～8番、田尻3、4丁目、田尻5丁目5番、同7～25番、高谷1～3丁目、高谷1287～2023番地、高谷新町、原木1～4丁目、二俣新町、二俣1、2丁目、二俣360～768番地、上妙典1336～1622番地、東浜1丁目、原木991～1004番地、同1854～2553番地、田尻918～1028番地、二子飛地、本郷飛地
福栄中学校		新浜1～3丁目、入船、日之出、行徳駅前4丁目23～28番地、欠真間1、2丁目、香取1、2丁目、福栄1～4丁目
東国分中学校		国分5～7丁目、中国分1丁目、中国分3丁目17～19番、堀之内1～5丁目、稲越、東国分2、3丁目、曾谷4、5丁目、曾谷7、8丁目
大洲中学校		市川南1～5丁目、新田2丁目20～33番、新田3丁目11、12番、同17～27番、新田4丁目、大洲1丁目12～18番、大洲2丁目10～16番、大洲3、4丁目
南行徳中学校		島尻、広尾1、2丁目、新井1～3丁目、南行徳1、2丁目、相之川1～4丁目
妙典中学校		本行徳1133～2554番地、妙典4～6丁目、千鳥町、塩浜1丁目、高浜町、末広2丁目、塩焼1～5丁目、宝1、2丁目、幸1、2丁目、加藤新田、下妙典
塩浜学園	前期課程	塩浜3～4丁目
	後期課程	塩浜2～4丁目、南行徳3、4丁目